

令和2年11月26日開催

令和2年度
燕市農業委員会第8回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第8回総会 議事録

1. 開催日時 令和2年11月26日(木曜日)
午後1時35分～午後2時27分

2. 開催場所 燕市役所 4F 委員会室

3. 出席委員(27名)

| | | |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 金山 吉夫 | 11番 早渡 秀夫 | 21番 江口 保 |
| 2番 長谷川治仁 | 12番 大久保政博 | 22番 山浦 博 |
| 3番 原田國太郎 | 13番 山上 忠 | 23番 小川 芳秀 |
| 4番 渡邊美代子 | 14番 中村 幸夫 | 24番 本井佐登志 |
| 5番 佐藤 春夫 | 16番 伊藤 和夫 | 25番 佐藤 信一 |
| 6番 江辺 耕一 | 17番 土田 喜七 | 26番 遠藤 忠夫 |
| 7番 川本 敏夫 | 18番 本田 繁 | 27番 三浦 哲郎 |
| 8番 笠原 久幸 | 19番 荻原 一郎 | 28番 澤口 義明 |
| 10番 山田 直子 | 20番 明田栄以知 | 29番 和田 正春 |

4. 欠席委員(2名)

欠席 2名 9番 廣野和夫 15番 伊藤 均

欠員 0名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第21号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)の報告

報告第22号 転用事実確認について

(4) 議事

議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請について

- 議案第 44 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 45 号 農用地利用集積計画（案）の決定について
議案第 46 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定
について及び農用地利用配分計画の認可について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 小池和恵 次長 加藤幸夫 副参事 広瀬美佳子

7. 総会議長

本井 佐登志 （会長）

8. 議事録署名委員

27 番 三浦哲郎 28 番 澤口義明

9. 会議の概要

以下のとおり

| | |
|-----|---|
| 議 長 | <p>本日の総会の欠席委員は、議席番号9番 廣野和夫委員、15番 伊藤 均委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきましては、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> |
| 議 長 | <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は27名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p> |
| 議 長 | <p>只今より、燕市農業委員会第8回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号27 三浦哲郎 委員及び</p> <p>議席番号28 澤口義明 委員にお願いします。</p> |
| 議 長 | <p>次に、日程3の会長報告についてであります。</p> <p>それでは、会長報告第21号から22号について、一括して事務局に報告を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>会長報告第21号、「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）」の報告であります。</p> <p>はじめに、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号82番 下粟生津字下川原の畑他、計2筆、面積514㎡、中間管理移行に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号83番 富永字仲沖の田、1筆、面積495㎡、基盤強化法売買に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号84番 米納津字天神堂の田、1筆、面積250㎡、中間管理移行に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号85番 熊森字新割の田、1筆、面積548㎡、賃借人の規模縮小に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号86番 長辰字長崎の田、1筆、面積1,709㎡、基盤強化法売買に伴う小作権の解約であります。</p> <p>受付番号87番 佐善村新田字佐善浦の田、1筆、面積640㎡、中間管理移行に伴う小作権の解約であります。</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>受付番号 88 番 小中川の田、1 筆、面積 2,980 m²、売買に伴う利用 権の解約であります。</p> <p>受付番号 89 番 米納津字天神堂の田、1 筆、面積 139 m²、中間管理 移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 90 番 熊森字潟道の田他、計 3 筆、面積 10,671 m²、賃借人 の規模縮小に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 91 番 国上字長辰の田他、計 5 筆、面積 2,079 m²、賃借人 の規模縮小に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 92 番 国上字長辰の田、1 筆、面積 310 m²、賃借人の規模 縮小に伴う利用権の解約であります。</p> <p>続きまして、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 93 番 小高字稲葉廻りの田他、計 18 筆、面積 16,334 m²、 中間管理移行に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 94 番 佐渡山字江流の田、1 筆、面積 171 m²、圃場整備に 伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 95 番 佐渡山字江流の田、他計 11 筆、面積 2,837.53 m²、 圃場整備に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 96 番 米納津字天神堂の田、計 2 筆、面積 1,682 m²、耕作 者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 97 番 溝古新字石塚の田、他計 3 筆、面積 6,601 m²、耕作 者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 98 番 佐善字居浦の田、他計 3 筆、面積 3,439 m²、耕作者 変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 99 番 佐善字居浦の田、他計 3 筆、面積 5,516 m²、耕作者 変更に伴う利用権の解約であります。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>次の 100 番から 105 番までは中間管理移行に伴う利用権の解約であり ます。</p> <p>受付番号 100 番 横田字中筒堤外の田、計 2 筆、面積 1,410 m²、利用 権の解約であります。</p> <p>受付番号 101 番 横田字ヲミワケの田、他計 8 筆、面積 16,993 m²、 利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 102 番 横田字ヲミワケの田、計 4 筆、面積 8,355 m²、利用 権の解約であります。</p> <p>受付番号 103 番 牧ヶ花字大苗代の田、他計 11 筆、面積 21,220 m²、 利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 104 番 熊森の田、計 2 筆、面積 10,647 m²、利用権の解約</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>であります。</p> <p>受付番号 105 番 熊森の田、計 2 筆、面積 9,921 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 106 番 熊森字四ツ島の田、他計 3 筆、面積 3,948 m²、耕作者変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>番号 107 番から 109 番も、中間管理移行に伴う解約であります。</p> <p>受付番号 107 番 熊森字四ツ島の田、計 5 筆、面積 11,567 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 108 番 熊森字四ツ島の田、他計 4 筆、面積 9,112 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 109 番 牧ヶ花字大苗代の田、他計 6 筆、面積 12,259 m²、利用権の解約であります。</p> |
| 事務局 | <p>次の 110 番から 132 番は、賃借人の離農に伴う耕作者変更であります。</p> <p>受付番号 110 番 中島字下表の田、他計 6 筆、面積 13,942 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 111 番 笈ヶ島字笈掛石の田、他計 4 筆、面積 3,513 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 112 番 笈ヶ島字笈掛石の田、他計 3 筆、面積 5,991 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 113 番 笈ヶ島字三ツ石の田、1 筆、面積 1,997 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 114 番 笈ヶ島字笈掛石の田、他計 4 筆、面積 5,771 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 115 番 笈ヶ島字五郎右エ門田^{ゴロウエモンダ}の田、他計 13 筆、面積 11,307 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 116 番 笈ヶ島字本成寺森の田、1 筆、面積 466 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 117 番 笈ヶ島字笈掛石の田、計 2 筆、面積 3,523 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 118 番 笈ヶ島字三ツ石の田、1 筆、面積 1,992 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 119 番 笈ヶ島字本成寺森の田、計 3 筆、面積 2,810 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 120 番 笈ヶ島字笈掛石の田、1 筆、面積 512 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 121 番 笈ヶ島字三ツ石の田、計 5 筆、面積 5,704 m²、利用</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>権の解約であります。</p> <p>受付番号 122 番 笈ヶ島字笈掛石の田、計 6 筆、面積 4,409 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 123 番 大川津字島畑^{シマバタ}の田、1 筆、面積 322 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 124 番 大川津字島畑の田、1 筆、面積 1,039 m²、利用権の解約であります。こちらは三浦委員の案件であります。</p> <p>受付番号 125 番 大川津字島畑の田、1 筆、面積 392 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 126 番 大川津字島畑の田、1 筆、面積 503 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 127 番 大川津字島畑の田、1 筆、面積 423 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 128 番 大川津字島畑の田、計 2 筆、面積 1,644 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 129 番 大川津字島畑の田、計 2 筆、面積 413 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 130 番 大川津字島畑の田、1 筆、面積 619 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 131 番 大川津字島畑の田、計 2 筆、面積 617 m²、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 132 番 大川津字島畑の田、1 筆、面積 530 m²、利用権の解約であります。</p> <p>続きまして、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 133 番 富永字新保境の田、1 筆、面積 299 m²、売買計画に伴う利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 134 番 花見字富永割の田、他計 4 筆、面積 4,097 m²、売買計画に伴う利用権の解約であります。</p> |
| <p>事務局</p> | <p>続きまして、会長報告第 22 号、「農地転用事実確認願いについて」であります。</p> <p>受付番号 6 番 笈ヶ島字興野前の田、1 筆、968 m²、転用目的は貸駐車場、現況地目は宅地、証明番号年月日は、証第 6 号、令和 2 年 9 月 18 日であります。</p> <p>受付番号 7 番 笈ヶ島字東川原の畑、計 3 筆、634 m²、転用目的は工場敷地、現況地目は宅地、証明番号年月日は、証第 7 号、令和 2 年 10 月 22 日であります。</p> |

| | |
|-------|--|
| | 説明は以上です。 |
| 議 長 | 事務局の報告が終わりましたので、質問を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。 |
| 議 長 | ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。 |
| 事務局 | 議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。 |
| | 議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。 |
| | 受付番号27番 小高字新田の畑、計2筆、面積16.3㎡、契約内容は贈与、位置図は議案資料1頁をご覧ください。譲請人の地先の農地であります。 |
| | 受付番号28番 野中才字浦田の田、計2筆、面積141㎡、契約内容は売買、対価は10 ^{万円} 〇円、位置図は同じく議案資料1頁をご覧ください。譲請人の地先の農地であります。 |
| | 受付番号29番 小古津新の田、1筆、面積1,020㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料2頁をご覧ください。県外在住で耕作できないため譲り渡すものであります。 |
| | 受付番号30番 中島字小関向の畑、1筆、面積464㎡、契約内容は売買、位置図は議案資料2頁をご覧ください。市外在住で耕作できないため譲り渡すものであります。 |
| | 受付番号31番 又新字 ^{おさわり} 箴割の田、他計21筆、面積1,985.89㎡、契約内容は売買、対価は〇円、位置図は議案資料3頁をご覧ください。離農に伴う売買であります。 |
| | なお、番号31番は和田委員の関係案件となります。 |
| | 以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。 |
| | 説明は以上です。 |
| 議 長 | 事務局の説明が終わりました。本件については、去る11月18日、第1事前審査委員会が開催されておりますので、受付番号31番の関係委員の案件を除いて、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。 |
| 三浦委員長 | 11月18日、午後1時30分より、市役所301会議室で、第1事前審査委員会、委員2名の欠席により12名で審査の結果、受付番号31番を除く「農地法第3条の規定による許可申請」4件、異議がなかった事を |

| | |
|-------|---|
| 議 長 | 報告致します。 只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。 これより審議をお願い致します。 (質疑なし) |
| 議 長 | 他に無いようですので、お諮り致します。本件については、受付番号31番を除いた4件については許可とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決定する事に決しました。 |
| 議 長 | それでは、関係委員である、議席番号29番、和田委員は退席願います。 (関係委員 退室 午後1時50分) |
| 議 長 | それでは、関係委員の案件、受付番号31番について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。 |
| 三浦委員長 | 審査の結果、農地法3条許可申請、受付番号31番について、意見がなかった事を報告致します。 |
| 議 長 | 只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし) |
| 議 長 | 無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。 (異議なしの声) |
| 議 長 | 異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。 |
| 議 長 | 関係委員は、入室願います。 (関係委員 入室・着席 午後1時52分) |
| 議 長 | 退席された和田委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。 |
| 関係委員 | ありがとうございました。 |
| 議 長 | 次に、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。 |
| 事務局 | 議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請について」であります。 受付番号7番 佐渡字向川原の畑、1筆、面積480㎡、転用目的は集 |

| | |
|-------|---|
| | <p>合住宅（1棟8戸）及び駐車場（8台）、令和3年7月31日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料4～5頁をご覧ください。幹線道路に近く、経営の安定のため集合住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内で、宅地に連たんする農地であることから、周辺の営農に影響はなく、第3種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> |
| 三浦委員長 | <p>審査の結果、農地法第4条申請1件、異議がなかった事を報告致します。</p> |
| 議 長 | <p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> |
| 議 長 | <p style="text-align: center;">（質疑なし）</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">（異議なしの声）</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p> |
| 議 長 | <p>次に議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号60番 分水文京町の畑、1筆、面積256㎡、転用目的は住宅、契約内容は売買。令和3年4月30日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料6～7頁をご覧ください。賃貸住宅が狭いため、住宅を建築するものであります。申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>受付番号61番 三王淵字前屋敷の畑、1筆、面積571㎡、転用目的は露天駐車場（24台）、契約内容は売買。令和3年5月</p> |

| | |
|------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>31 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 8～9 頁をご覧ください。隣接する宅地の分譲開発に伴い、来客用駐車場を造成する必要が生じたため、露天駐車場 24 台分を整備するものであります。</p> <p>申請地は、宅地に囲まれた農振白地の農地で、営農に支障は無く、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 62 番 下粟生津字中組の畑、1 筆、面積 444 m²、転用目的は住宅、契約内容は使用貸借。令和 3 年 4 月 30 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 10～11 頁をご覧ください。親族の土地を借り受け、住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地の集落内の農地で、営農に支障は無いと思われることから、第 3 種農地であると判断される場所です。</p> <p>受付番号 63 番 道金字屋敷付の田、1 筆、面積 522 m²のうち 160 m²、転用目的は工場乗入用道路、契約内容は賃貸借。令和 3 年 12 月 31 日までの一時転用であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 12～13 頁をご覧ください。工場増設に伴い、大型車両の回転場が不足し、申請地の一部を車両の切り替えし場として、たい肥売場の駐車場となっていた農地の一部を利用していたものであります。たい肥売場となっていた申請地は、すでに砂利を撤去し農地に復元しています。また現地は農振担当との協議も進めており、許可となり次第転用申請を計画しているものであります。</p> <p>併せて地権者及び申請者から始末書が提出されておりましたので、事前審査会で読み上げさせていただいたところであります。</p> <p>申請地は、農振農用地で集落接合が認められ、周辺農地に影響もなく、事業への影響も考慮したうえで、不許可の例外として許可はやむを得ないと判断される場所です。</p> <p>受付番号 64 番 柳山字前畑の田、1 筆、面積 873 m²、転用目的は建売住宅 (3 棟)。契約内容は売買。令和 3 年 12 月 20 日完工予定。</p> |
|------------|---|

| | |
|------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 14～15 頁をご覧ください。事業拡大のため、建売分譲 3 棟を行うものであります。</p> <p>申請地は、農振白地で宅地に連たんしている集落内の農地であることから、営農に支障はなく、第 3 種農地であると判断される場所であります。</p> <p>受付番号 65 番 中川字下割の田、他計 3 筆、面積 230 m²、転用目的は住宅、契約内容は売買。令和 3 年 3 月 31 日完工予定。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 16～17 頁をご覧ください。既存の住宅が狭くなったため、新たに住宅を建築するものであります。</p> <p>申請地は、宅地に連たんする集落内の農地であることから、営農に支障は無く、第 3 種農地であると判断される場所であります。</p> <p>受付番号 66 番 東太田字浜田潟の田、1 筆、面積 29 m²、転用目的は住宅敷地の拡張、契約内容は売買。令和 2 年 12 月 31 日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 18～19 頁をご覧ください。農地の幅が 60 c m ほどしかなく、耕作できないため、住宅建築を行う譲受人の敷地の拡張として転用するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地で宅地に連たんする農地であることから、営農に支障はなく、第 3 種農地であると判断される場所であります。</p> <p>受付番号 67 番 東太田字上筒丸の田、1 筆、面積 233 m²、転用目的は駐車場 (8 台)、契約内容は売買。令和 2 年 12 月 25 日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 20～21 頁をご覧ください。近隣で親族が経営する金属加工工場の職員駐車場が不足しているため、造成するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第 3 種農地であると判断される場所であります。</p> <p>受付番号 68 番 小池字稲葉付の畑、1 筆、面積 161 m²、転用目的は住宅敷地の拡張及び駐車場 (2 台)。契約内容は売買。令和 2 年 12 月 31 日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 22～23 頁をご覧ください。</p> |
|------------|---|

| | |
|------------|---|
| <p>事務局</p> | <p>ください。既存の敷地が狭いため、隣接する農地を譲り受け、敷地の拡張と駐車場（2台）を造成するものであります。</p> <p>申請地は、農振白地で周囲を宅地に囲まれた農地であることから、営農に支障はなく、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 69 番 吉田法花堂字苗代割の田、筆、面積 728 m²、転用目的は資材置場。契約内容は売買。令和3年4月10日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 24～25 頁をご覧ください。新規事業（足場工事）に伴い、会社近くに資材置場が必要となったものであります。</p> <p>申請地は、第一種中高層住居専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 70 番 地蔵堂字町畑の田、計 6 筆、面積 1,580 m²、転用目的は宅地分譲（7 区画）。契約内容は売買。令和3年2月28日完工予定であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 26～27 頁をご覧ください。事業拡大のため、宅地分譲（7 区画）を造成・販売するものであります。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が調っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 71 番 五千石字大谷地の他、計 2 筆、面積 1,139 m²のうち 325 m²、転用目的は仮設道路も設置（資材置場含む）。契約内容は賃貸借。令和3年1月31日までの一時転用であります。</p> <p>位置図、土地利用計画図は議案資料 28～29 頁をご覧ください。新潟県発注の排水路工事の施工に伴い、仮設道路、及び資材置場が必要となるため申請を行うものであります。また、事前の協議が無いまま着手したことにより、始末書が提出され事前審査会で読み上げさせて頂いたところであります。</p> <p>申請地は、農振白地の第1種農地であります。農地法では、公共工事として発注した本体部分について</p> |
|------------|---|

| | |
|-------|--|
| | <p>の許可申請は不要、及び仮設道路については国・県が借り上げる場合は同じく許可不要との判断です。</p> <p>申請は、請負業者が借り上げたものであることから、許可対象となりますが、公共事業に伴う一時転用であることから、許可はやむを得ないと判断される所とあります。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> |
| 三浦委員長 | <p>事前審査会では、2件の始末書を事務局が読み上げ、確認をしました。審査の結果、農地法第5条申請12件、異議がなかった事を報告致します。</p> |
| 議 長 | <p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり許可とする事で、異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり許可とする事に決しました。</p> |
| 議 長 | <p>次に議案第45号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案第45号「農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。</p> <p>それでは、所有権移転になります。</p> <p>受付番号19番 関崎字荒古の田、他計38筆、面積23,979㎡、対価は○円。移転時期は12月21日。引渡し時期は令和2年12月28日。位置図、土地利用計画図は、議案資料30頁をご覧ください。</p> <p>受付番号20番 富永字仲沖の田、1筆、面積495㎡、対価は○円です。位置図、土地利用計画図は、同じく議案資料30頁をご覧ください。</p> <p>受付番号21番 長辰字長崎の田、1筆、面積1,709㎡、対価は○円です。位置図、土地利用計画図は、議案資料31頁をご覧ください。</p> |

| | |
|-------|---|
| 事務局 | <p>なお、所有権移転では、和田職務代理が関係委員となります。</p> <p>続きまして、利用権設定であります。<u>議案 25 頁</u>をご覧ください。 新規設定のみ、読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 9 番 小古津新の田、1 筆、面積 1,118 m²、6 年の新規設定、 対価は記載のとおりです。お読み取り下さい。</p> <p>受付番号 10 番 佐渡山字浦谷地の田、1 筆、面積 1,028 m²、10 年の 新規設定であります。</p> <p>受付番号 11 番 佐渡山字浦谷地の田、計 2 筆、面積 1,028 m²、10 年 の新規設定であります。</p> <p>受付番号 12 番 佐渡山字浦谷地の田、計 3 筆、面積 2,680 m²、10 年 の新規設定であります。</p> <p>以下、31 頁、受付番号 38 番まで再設定となりますので、お読み取り 下さい。</p> <p>また利用権につきましては、関係委員はありませんでした。 説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会 が開催されていますので、関係委員の案件である所有権移転、番号 19 番を除いて、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> |
| 三浦委員長 | <p>審査の結果、農業経営基盤強化法による所有権移転は番号 19 番を除 いた 2 件、利用権の新規設定 4 件、再設定 26 件、異議がなかった事を 報告します。</p> |
| 議 長 | <p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審 議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告の とおり、所有権移転の番号 19 番を除いた 2 件、利用権設定の新規 4 件、 再設定 26 件については決定とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、原案のとおり決定す る事に決しました。</p> |
| 議 長 | <p>それでは、関係委員である、議席番号 29 番、和田委員は退席願いま す。</p> <p style="text-align: center;">(関係委員 退室 午後 2 時 13 分)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、関係委員の案件、所有権移転、受付番号 19 番について、 三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> |

| | |
|-------|--|
| 三浦委員長 | <p>審査の結果、所有権移転、受付番号 19 番について、意見がなかった事を報告致します。</p> |
| 議長 | <p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> |
| 議長 | <p>(質疑なし)</p> <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p> |
| 議長 | <p>(異議なしの声)</p> <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p> |
| 議長 | <p>関係委員は、入室願います。</p> |
| 議長 | <p>(関係委員 入室・着席 午後 2 時 14 分)</p> <p>退席された和田委員に報告します。関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p> |
| 関係委員 | <p>ありがとうございました。</p> |
| 議長 | <p>次に議案第 46 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。</p> |
| 事務局 | <p>議案第 46 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について及び農用地利用配分計画の認可について」であります。</p> <p><u>議案の 33 頁</u>をご覧ください。</p> <p>はじめに、農用地利用集積計画であります。</p> <p>事前に配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号 89 番 燕字長割の田他、計 27 筆、面積 21,561 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。</p> |
| 事務局 | <p>なお、関係委員の案件としては、</p> <p>37 頁の受付番号 97 番に長谷川委員の 4 筆、42 頁の受付番号 125 番には明田委員の 3 筆が集積計画に記載されています。</p> <p>続いて、5 年の集積計画であります。<u>45 頁</u>をご覧ください。</p> <p>受付番号 132 番 東太田字下潟向の田、計 3 筆、面積 2,042 m²、利用権の設定を受ける者は新潟県農林公社、設定期間は令和 7 年 12 月 31 日までの 5 年、単価については記載の</p> |

| | |
|-----|--|
| 事務局 | <p>とおりでですので、お読み取りください。</p> <p>続いて、配分計画であります。<u>46 頁</u>をご覧ください。</p> <p>10 年の配分計画であります。</p> <p>受付番号 36 番 燕字長割の田他、計 27 筆、面積 21,561 m²、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 12 年 12 月 31 日までの 10 年であります。以下お読み取りください。</p> |
| 事務局 | <p>なお、配分計画の関係委員の案件としましては、50 頁の受付番号 43 番に長谷川委員の 2 筆、54 頁の受付番号 58 番には本田委員の 2 筆、同じ頁の受付番号 63 番では山浦委員の 1 筆が集積計画に記載されています。</p> |
| 事務局 | <p>続いて、<u>議案 57 頁</u>をご覧ください。</p> <p>終期が令和 7 年 12 月までの 5 年の配分計画であります。</p> <p>受付番号 71 番 東太田字下潟向の田、計 3 筆、面積 2,042 m²、利用権の配分を受ける者の設定期間は、令和 7 年 12 月 31 日までの 5 年であります。</p> |
| 事務局 | <p>また、今回は、四つの農地所有適格法人が利用権の設定を受けることになるため、要件確認資料を添付しましたので、議案 58 頁の議案第 45 号 46 号関係資料をご覧ください。</p> <p>新年度ごとに、最初の申請があった農地所有適格法人について、説明をさせていただきます。</p> <p>今回の所有権移転の譲受人となる 1 番の「有限会社 真木農産」から、4 番の農事組合法人「分水 G F C」は、(1) から (4) までの農地所有適格法人の全ての要件を満たしていることを確認しております。</p> <p>また、事前審査会で、「特例有限会社」について説明がありましたので、この場で説明したいと思います。</p> <p>農業法人の組織形態の欄に記載されているものでありますが、平成 18 年の会社法施行以前から、有限会社であったものが、その形態を維持しているものであります。</p> <p>これにより、役員任期の法定制限や決算の公告義務もない。というメリットがありますが、逆に会社としての信用度合いは低下するデメリットも存在することとなります。</p> <p>説明は以上です。</p> |
| 議 長 | <p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である<u>集積計画</u>の受付番号 97 番及び受付番号 125 番、及び配分計画の受付番号 43 番、及び番号 58</p> |

| | |
|-------|--|
| 三浦委員長 | 番、63番を除いて、三浦委員長より、審査結果内容の報告をお願い致します。 |
| 議 長 | <p>審査の結果、農用地利用集積計画のうち、受付番号97番及び125番を除いた43件、異議がなかった事、また、農用地利用の受付番号43番、58番、63番を除いた配分計画37件、意見は特になかった事を報告致します。</p> |
| 議 長 | <p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画は原案どおり「決定」する事、また農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画については、原案どおり決定する事、また、農用地利用配分計画については、意見は「特になし」とする事に決しました。</p> |
| 議 長 | <p>それでは関係委員である、議席番号2番長谷川委員、議席番号18番本田委員、議席番号20番明田委員、議席番号22番山浦委員は退席願います。</p> <p style="text-align: center;">(関係委員 退室 午後2時23分)</p> |
| 議 長 | <p>それでは、関係委員の案件、集積計画2件、及び配分計画3件について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p> |
| 三浦委員長 | <p>審査の結果、集積計画、受付番号97番125番、及び配分計画の番号43番及び58番63番について意見は特に無かったことを報告致します。</p> |
| 議 長 | <p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p style="text-align: center;">(質疑なし)</p> |
| 議 長 | <p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり決定する事で、異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p> |
| 議 長 | <p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり決定する事に決しました。</p> |
| 議 長 | <p>関係委員は、入室願います。</p> <p style="text-align: center;">(関係委員 入室・着席 午後2時26分)</p> |
| 議 長 | <p>退席された長谷川委員、本田委員、明田委員、山浦委員に報告します。</p> |

| | |
|------|--|
| 関係委員 | 関係委員の案件につきましては、特に「意見はなし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。 ありがとうございました。 |
| 議 長 | なお、議案第 45 号、議案 46 号の案件につきましては、12 月 7 日の告示により効力が発生する事になります。 |
| 議 長 | 以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しましたので、燕市農業委員会第 8 回総会を閉会致します。 (終了時刻 午後 2 時 27 分) |

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年11月26日

総会議長

本中作登志

議事録署名委員

三浦 悠郎

議事録署名委員

澤口 義明
